

# 福井県警察術科訓練規程

平成24年9月20日  
福井県警察本部訓令第22号

改正

平成26年2月26日本部訓令第2号 平成29年3月7日本部訓令第3号

福井県警察術科訓練規程を次のように定める。

福井県警察術科訓練規程

福井県警察術科訓練規程（昭和29年福井県警察本部訓令第16号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 術科訓練（第6条—第19条）

第3章 試合及び競技会（第20条）

第4章 表彰（第21条・第22条）

第5章 術科訓練等の安全管理（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福井県警察教養細則（平成13年福井県警察本部訓令第26号）第14条の規定に基づき、福井県警察における術科の訓練（以下「術科訓練」という。）の推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 警察本部庁舎内の各所属及び運転免許課をいう。
- (2) 執行隊 自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び嶺南機動隊をいう。
- (3) 執行隊長 執行隊の長をいう。
- (4) 術科訓練責任者 本部にあつては教養課長、執行隊にあつては隊長、学校にあつては校長、署にあつては署長とする。
- (5) 特別訓練員 別の定めにより、本部長から特別な訓練を受ける者として指定された者をいう。
- (6) 助教 柔道又は剣道の訓練指導を行うことができる者をいう。
- (7) 助手 前号に掲げる以外の者で、柔道又は剣道の訓練指導の補助を行うことができるものをいう。
- (8) 逮捕術訓練指導者 逮捕術の訓練指導を行うことができる者をいう。
- (9) 助教等 助教、助手及び逮捕術訓練指導者をいう。

- (10) 拳銃訓練指導者 拳銃操法の訓練指導を行うことができる者をいう。
- (11) 体育指導者 体育の訓練指導を行うことができる者をいう。
- (12) 救急法指導者 救急法の訓練指導を行うことができる者をいう。
- (13) 術科訓練指導者 助教等、拳銃訓練指導者及び体育指導者をいう。
- (14) 師範等 柔道師範、剣道師範並びに本部の逮捕術訓練指導者、拳銃訓練指導者及び体育指導者をいう。
- (15) 指定訓練員 警察術科の種目ごとに、本部長から格別な訓練を受ける者として指定された者をいう。
- (16) 術科訓練精勤者 術科訓練に対する取組が優秀であると認められる者をいう。
- (17) 特別訓練 警察術科の特別訓練員又は本部長から別に指定を受けた訓練要員が各種大会に出場するために行う術科訓練をいう。
- (18) 集中訓練 柔道、剣道及び逮捕術について、訓練日を設け、連続して集中的に行う訓練のことをいう。

(警察術科の種目)

第3条 この規程に定める警察術科の種目は、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、救急法及び体育とする。

(術科訓練の義務)

第4条 警察官は、実力を養成して、能率的かつ効果的に職務を遂行できるよう、常に心身の鍛練と技能の向上を図り、警察術科の錬磨に努めなければならない。

(術科訓練責任者の責務)

第5条 術科訓練責任者は、警察術科の重要性及び必要性を十分に理解し、職務遂行に必要な術科訓練を計画的かつ積極的に推進しなければならない。

## 第2章 術科訓練

(通常 of 術科訓練)

第6条 術科訓練は、週1回以上行う。

- 2 術科訓練責任者は、週1回の「術科の日」を指定して訓練を実施するものとする。

(特別訓練及び集中訓練の実施)

第7条 特別訓練については、別に定める訓練計画により実施するものとする。

- 2 集中訓練については、術科訓練責任者が、柔道、剣道及び逮捕術について、7日間以上連続した集中的な術科訓練を年度内に2回以上計画し、実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教養課長が特に必要と認める場合には、別に定める方法により訓練を実施することができる。

(訓練低調者の措置)

第8条 術科訓練責任者は、術科訓練管理システムを活用して訓練低調者を把握し、低調種目の訓練を実施させるものとする。

(術科訓練指導者の設置等)

第9条 教養課長は、本部に術科訓練指導者を置くものとする。この場合において、助教等の人数は、柔道、剣道及び逮捕術の種目ごとにそれぞれ3人以上とする。

- 2 執行隊長、校長及び署長は、術科訓練を推進するため、当該所属に術科訓練指導者を置くものとする。この場合において、助教等の人数は、警察官の定員が100人以上の

所属にあつては、柔道、剣道及び逮捕術の種目ごとにそれぞれ3人以上とし、100人未満の所属にあつては、柔道、剣道及び逮捕術の種目ごとにそれぞれ2人以上とする。

3 助教は、逮捕術訓練指導者を兼ねることができる。

4 拳銃訓練指導者、体育指導者及び救急法指導者については、別に定める。

(術科訓練指導者の資格)

第10条 術科訓練指導者については、次の各号に定める資格を有する者とする。

(1) 助教 巡査部長以上の階級で、原則、柔道段位は3段以上、剣道段位は4段以上で、かつ、逮捕術の級位が中級以上を有する者

(2) 助手 前号に掲げる以外の者で、柔道又は剣道の訓練指導の補助を行うもの

(3) 逮捕術訓練指導者 巡査部長以上の階級で、原則、逮捕術の級位が上級を有する者

(4) 拳銃訓練指導者 別に定める者

(5) 体育指導者 別に定める者

(6) 救急法指導者 別に定める者

(術科訓練指導者の指定)

第11条 助教及び助手は、本部各課にあつては教養課長が、執行隊、学校及び警察署にあつては所属長が、術科訓練指導者（指定推薦・解除内申）書（別記様式第1号）により推薦し、警務部長が指定する。その他術科訓練指導者の指定については、別に定める。

(術科訓練指導者の解除等)

第12条 所属長は、術科訓練指導者にふさわしくない事項その他の事由が生じ、術科訓練指導者の解除が必要と認めたときには、術科訓練指導者（指定推薦・解除内申）書により警務部長に内申しなければならない。

2 警務部長は、前項の術科訓練指導者（指定推薦・解除内申）書に記載された理由が相当と認めたときは、当該術科訓練指導者の指定を解除するものとする。

(術科訓練指導者の心得)

第13条 術科訓練指導者は、術科訓練の実施に当たっては、あらかじめ所属長の指揮を受けるとともに、用具及び訓練場所の整備その他特に命ぜられた事項につき、その任に当たるものとする。

2 術科訓練指導者は、術科訓練に関して、常に師範等と緊密な連携を保つものとする。

(巡回指導)

第14条 師範等は、随時、所属に対する巡回指導を行うものとする。

(訓練状況の記載)

第15条 術科訓練責任者は、(柔道・剣道・逮捕術)訓練日誌（別記様式第2号）を備え付け、術科訓練の状況を記載しておくものとする。

(段級の掲示)

第16条 術科訓練責任者は、武道場に柔道・剣道段級位別人名札（別記様式第3号）を掲示し、異動の都度、整理するものとする。ただし、本部の所属長は、柔道・剣道段級位別人名札の掲示を省略することができる。

(名簿の備付け)

第17条 教養課長は、教養課に術科訓練指導者名簿（別記様式第4号）を備え付け、異動の都度、整理するものとする。

(指定訓練員の指定)

第18条 指定訓練員は、毎年度、本部長が指定する。

(指定訓練員の責務等)

第19条 指定訓練員は、指定された意義及び重要性を自覚するとともに、技能向上のため、常に自己研さんに努めなければならない。

2 指定訓練員が所属する所属の長は、指定訓練員の訓練等への参加を支援するほか、必要な助言を行うなど、訓練の推進に協力するものとする。

### 第3章 試合及び競技会

(試合及び競技会)

第20条 警察術科の試合又は競技会は、警察官相互の融和及び団結並びに術科訓練の推進を図るため、原則として毎年度1回以上行う。

2 柔道、剣道及び逮捕術の試合並びに拳銃射撃の競技会に係る実施方法については、その都度、別に定める。

### 第4章 表彰

(賞揚等)

第21条 警務部長は、特別訓練員、術科訓練精勤者及び術科訓練指導者に対し表彰を行うことができる。

(表彰の基準)

第22条 特別訓練員、術科訓練精勤者及び術科訓練指導者の表彰基準については、別に定める。

### 第5章 術科訓練等の安全管理

(安全管理)

第23条 術科訓練その他の安全管理については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年9月20日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日福井県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月7日福井県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

様式省略